

九州の食輸出協議会会費規則

(目的)

第1条 この規則は、九州の食輸出協議会規約第7条に基づき、九州の食輸出協議会の会費について定めることを目的とする。

(会費)

第2条 九州の食輸出協議会の会費は年会費とし、1口あたりの金額は会員種別ごとに次の通り定める。

- (1) 正会員 50,000円(1口)
- (2) 賛助会員 30,000円(1口)
- (3) 無料会員 無料

2 正会員、賛助会員の年会費必要口数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 正会員 1口以上
- (2) 賛助会員

法人(資本金の金額により区分)

1億円以下	1口以上
1億円超～3億円以下	2口以上
3億円超	3口以上
団体	1口以上
個人	1口以上

(納入)

第3条 会員は、毎年4月末日までに当該会計年度分の会費を納入しなければならない。

2 入会を希望する者は、会長が入会を承認した旨の通知を受領したときは、1か月以内に、当該会計年度の会費について月割計算した金額を納入しなければならない。

3 会費は、原則として1回で納入するものとする。

4 会費の納入方法は口座振込とし、振込手数料は会員負担とする。

(退会に伴う会費等)

第4条 退会者は既に納付した会費の返還を請求することはできない。

(その他)

第5条 この規則の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規則は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 この規則は、令和6年6月18日より施行する。